

Title	エルベ以東・上ラウズイツ地方の農村市場町 (二)
Sub Title	Rural small towns and market-towns in Oberlausitz, the East Saxony
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.8 (1965. 8) ,p.713(21)- 747(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19650801-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650801-0021">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650801-0021</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (33) F. Wernli, a. a. O. S. 85. F. Lütge, Geschichte der deutschen Agrarverfassung. S. 30.
- (34) F. Wernli, a. a. O. S. 89.
- (35) Gregor von Tours. II c. 27.
- (36) Theodor Mayer, Die Königstreuen und der Staat des frühen Mittelalters S. 20.
- (37) じじいばあやんちの純粋なシッポではなく、地縁的な関係の方が優位するであろう。
- (38) F. Wernli, a. a. O. SS. 96—97.
- (39) Paul Kläui, Ortsgeschichte, S. 43. F. Wernli, a. a. O. S. 104.
- (40) Bruno Boesch, Die Gruppenbildung in altsiedlerischen Ortsnamen, S. 258. F. Wernli, a. a. O. S. 105.
- (41) F. Wernli a. a. O. S. 74.
- (42) H. Dannenbauer, Grundlagen der mittelalterlichen Welt. SS. 269, 270.
- (43) F. Wernli, Ebenda, S. 123.
- (44) F. Wernli, a. a. O. S. 125.
- (45) H. Dannenbauer, Grundlagen, S. 266.
- (46) F. Wernli, a. a. O. S. 124.
- (47) F. Wernli, a. a. O. S. 10.
- (48) 前掲『Die Rechte des Volkes』章参照。

(本稿は塾の学事振興資金による研究の一部である。)

—一九六五・五・八—

## エルベ以东・上ラウズイツツ地方の農村市場町(二)

寺尾 誠

### 二、後進型農村市場町の諸類型

——社会的分業の展開と関連して——

我々は既に前節において、エルベ河の東部・上ラウズイツツ地方の農村市場町の停滞的成長を確認し、その最大の原因を農業制度の内部構造の特殊性に求めた。すなわちこの地方特有の農村社会とこれを基盤に近世初期に成立する独自の封建反動体制こそ、エルベ河以西のザクセン地方と上ラウズイツツ地方の農村市場町や農村都市の成長・発展を著しく異なったものとしたのである。

ところで両地方の農村市場町成長の対照的姿は、社会的分業の展開度にも大きく依存している。マックス・ウェーバーは「農業制度と資本主義」という講演で東西ドイツの資本主義成立過程相違の要因をあげている。<sup>(注1)</sup> 彼はそこで農業制度の伝統と共に、社会的分業の進展度、特に自然条件に基づく社会的分業展開の多様性を決定的要因としてあげている。すなわち西部・南部のドイツでは比較的緩やかな封建領主制と自然条件の多様さに基づく社会的分業の展開が、極めて集約的農民的商品

エルベ以东・上ラウズイツツ地方の農村市場町(一)

二一 (七一三)

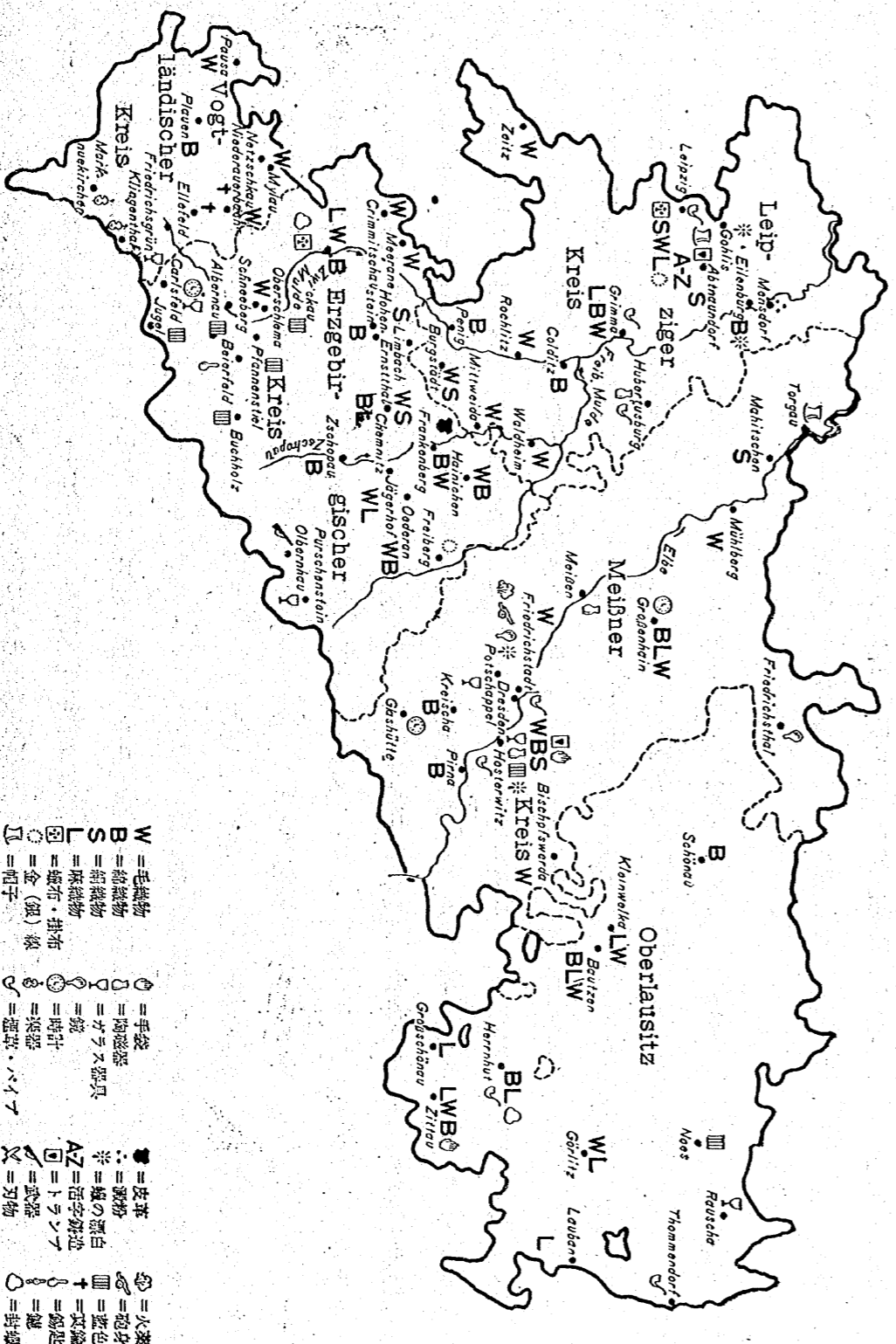
生産を実現した。その集約性は、最少の共同体内部及びその相互の商品交換によって特徴づけられる。(注2) これに対してエルベ以東のドイツは、スラブ人定住地への特殊な植民地であり、そこから極めて特殊な厳しい封建領主制が徐々に形成される。さらにこの地方の自然条件の単一性に基き、同一の型の生産(特に穀物生産)が営まれる。このため商品経済は主にグロツヘルの手に独占され、かくして農民によって担われる集約的・地方的商品経済の発達は著しく遅れてしまったのである。(注3)

以上のウェーバーの仮説は、我が上ラウズイツ地方についても、その正しさを確認しうる。第一にすでに見た農業制度わけでも共同体と封建領主制の内部構造の特殊性において。第二に以下考察する社会的分業の展開の弱さ、その単一的傾向において。

ところで今第九図をみると、エルベ河以西のザクセン地方とエルベ河以東の地方、特に上ラウズイツの間には、社会的分業の展開の度合が著しく相異なることが判る。これは十八世紀から十九世紀初頭のマニユファクチュアの所在地を示す地図であるが、エルベ以西では実に多様な社会的分業の発達がみられる。(注4) すなわち諸繊維工業(毛織物、綿織物、絹織物、麻織物)の広範に発達した中部丘陵地帯を中心に、最終加工業も含めた繊維工業と澱粉、煙草、皮革等農業と関連のある諸加工業の普及した北部平野地帯、諸繊維工業やその原料加工業と入り交りつつ独自の発展をとげた諸金属加工業(刃物、錫の匙、武器、真鍮、時計)の南部山岳地帯と実に密度の高い社会的分業の展開がみられる。これに対してエルベ以東、特に上ラウズイツ地方では、ガラス、染色工業の僅かな発展しかみられぬ中部以北の丘陵・平野地帯と諸繊維工業(特に麻織物を中心とする)が比較的盛んな南部丘陵・山岳地帯の対照はみられるにしても、全体として社会的分業の発達は弱く、農業を中心とする単調さが特徴的である。

以上の両地方の社会的分業の展開度の対照的姿は、基本的に両地方の農業制度の著しい相違によるものである。そして農

第九図 ザクセン地方マニユファクチュアの所在地



エルベ以東・上ラウズイツ地方の農村市場町(一)

- W = 毛織物
- B = 綿織物
- L = 絹織物
- S = 麻織物
- AZ = 皮革
- = 澱粉
- = 煙草
- △ = 武器
- ◇ = 時計
- ◇ = 真鍮
- ◇ = 手袋
- ◇ = 陶磁器
- ◇ = ガラス器具
- ◇ = 鏡
- ◇ = 時計
- ◇ = 煙草・パイプ
- = 皮革
- = 澱粉
- = 絹の漂白
- = 活字鋳造
- = トランプ
- = 武器
- = 刃物
- ◎ = 皮革
- ◎ = 澱粉
- ◎ = 絹の漂白
- ◎ = 活字鋳造
- ◎ = トランプ
- ◎ = 武器
- ◎ = 刃物

業制度と社会的分業の發達の著しい相違こそ、両地方の直接生産者、特に農民の小商品生産者としての成長の相違を結果し、ひいては、両地方の商品生産或いは地方内の集約的商品経済の發展の相違ともなるのである。すなわちエルベ以西のザクセンにおいては、曲りなりにも独立自営の農民層の広範な存在と局地的市場圏の或る程度の成立に象徴される集約的商品経済の進展がみられるのに対し、エルベ以東、特に上ラウズイツでは自営農民層の圧殺とこれに基づく極めて特殊な領主的商品経済、またこれと共存する停滞的な小商品経済の存在が特徴的である。いわゆる両地方の農村市場や農村都市の対照的姿も、このような社会的分業とこれに基づく商品経済（市場経済）の發達の相違によることはいうまでもない。このようなエルベ河を挟んだ中部ドイツの商品経済の質的相違について、グスタフ・アウバンとアルノー・クンツェは彼等の共同著作「ツンフト購買の時代の東部中独における麻織物生産とその販売」の中で次のような甚だ興味ある叙述を展開している。すなわち彼等はエルベを境にして東西の地方において等しく麻織物を始めとする繊維工業が發展したことを確認した上で、なおエルベ以西の地方では、繊維製品の競争的販売機会 *eine Reihe konkurrierender Absatzgelegenheiten* が多く、生産者と商人の間ではツンフト購買と共に自由な個別契約も可能で、しかもその契約は短期であったのに対し、エルベ以東の上ラウズイツでは遠隔地商人及びその代理人による厳格なツンフト購買が実現し、生産者の立場はかなり不利であったとしている。この事實は、両地方の小商品経済の進展の質的差を如実に物語っているといえよう。この意味において、我々が前節で確認したように、上ラウズイツ地方の商品経済は、最も進んだ南部ラウズイツ地域も含めて、より封建的、前期的性格を帯びていたといえる。

さてそこで、上ラウズイツ地方内部の商品経済の質及び進展の度合の相違について考察しよう。この地方内部、特に中部から北部にかけての地域と中部から南部にかけての地域の間には、農村市場町の成長について或る程度対照が見られる。前者における領主直営農場集落の農村市場町化の強い傾向と後者におけるその傾向の相対的弱さがそれである。そしてこの

相違は、方形耕地、方形と線型の耕地、長方形の耕地、混在耕地等の農地の村々と森林フーへ耕地の村という農村共同体の在り方とこれと関連した騎士農場の比重の強さによることも、すでに見た通りである。それと共に両地域の農村市場の成長の仕方に差異をもたらしたのは、社会的分業の展開とこれに基づく商品経済の進展の仕方だといえよう。第九図で明らかのように、中部から南部にかけては、麻織物業を中心とする繊維工業が盛んであり、単一型の生産地帯である上ラウズイツ地方の中では例外的に社会的分業が、進展した地域である。これに対し中部より北部にかけては、農業（主穀生産を中心とする）以外の産業が殆ど興っていないのである。

以下我々は中部より南部にかけての麻織物工業の發達の過程と中部より北部地域の主穀生産の在り方を分析し、両地域の商品経済の差異を浮彫りにしてみたい。

#### A、南部麻織物工業地帯

まず中部より南部の麻織物工業について考察しよう。元来この地域の麻織物生産は、中部より南部の丘陵山地地帯の地理及び気候の自然条件の下で開始されたのであるが、顕著な發展のみられたのは、十四世紀末葉以来であり、特に十六世紀から十八世紀にかけて全盛期に達する。この場合十六世紀迄は、農村における麻栽培と紡糸、都市における織物・漂白・染色工程という中世都市的局地面分業関係が支配的である。例えばツィタウ市の千三百九十年の麻織工条例がそれに依ったと想われるシュレジエンのシュヴァイドニッツの麻織工条例第三条には「何者も歳市以外の機会に織布業者 (*zichener = Ziechener*) に属する敷布、テールブルクロス、バルケント織物（木綿と麻の綾織）を販売してはならない」と規定され、これと略々同様の規定が千五百六十九年ツィタウ市のツンフト規約第十二条にもみられる。そこでは以上と同様の規定に引き続き、「織布業者を通じて市場で手に入れる粗麻布を週間三ツェルレ以下でも裁断し切り売りしてはならぬ。但し誰でも漂白麻布を週間に、販売し、切り売りし、裁断することはできる。…」とのべている。又同じ規約の第十一条には「我等のマイル領域（都

エルベ以東・上ラウズイツ地方の農村市場町（）

市の禁制区域(訳注)内の者は、誰もその手工業において上記の親方を陥し入れ、同種の作業によって脅かすことを敢えてしてはならない。また他所者は誰もギルドに対し麻糸を出し入れし、織布業者の上記の親方を損うことを敢えてしてはならない……とある。<sup>(注11)</sup> また中部地方の麻織物業の中心都市バウツェンの千五百六十一年(それ以降千五百七十九年、千五百八十六年、千五百九十六年も同じもの)の麻織工の条例の中にも「……普通麻糸は自由な市場に(auf freiem Marke)もたらさるべきである」とあり、さらにこの自由市場についても歳市と週市という中世都市の市場制度を意味することが、はっきりのべられている。<sup>(注12)</sup> またゲルリッツ市の千五百八十七年の麻織工条例にも「……麻糸は公けの市場(auf offene Marke)以外のいかなる場所でも販売されるべきではない。……」とあり、千五百八十九年の条例にも同様の規定がある。<sup>(注13)</sup>

このような都市と農村の間の中世都市的分業及び市場の関係は、十六世紀後半農村工業と在地商業の発生によって若干浸蝕され始めたとはいえ、なお確固とした地位を保っていた。それ故にバウツェン、ゲルリッツ、ツィタウ、ラウバン、カメントツ、レバウの六都市それにマルクリッサ、オストリッツ等の小都市は遠隔地商人のツィフト購買の舞台となりえたのである。<sup>(注14)</sup> これは遠隔地前貸商人 Verleger 若しくはその代理人 Faktor が、契約で定めた価格で購買予定の麻織物の代金を、都市ツィフトに前払いし、都市麻織工ツィフトはツィフト成員の年間総生産物或いは一定の品質と量の生産物を供給することになる。<sup>(注15)</sup> 南ドイツ(とりわけニュルンベルク)の商人や英国・オランダ商人、後にハンブルク商人等の遠隔地商人は、広範な代理店制度を採用しており、在地のツィフトはこれと集団契約を結んだのである。<sup>(注16)</sup> こうしたツィフト契約は市参事会または都市領主の側面の支持によって有効性を増したので六都市よりもオストリッツのような小都市で極めて厳格に実施されたといわれる。<sup>(注17)</sup>

さて今第六表にツィタウ、ゲルリッツ、バウツェンの三都市のツィフト加入の親方数の変遷を見ると、十六世紀末から十七世紀初頭にかけての第一回目の増大の時期と共に十七世紀後半の第二回目の新たな増大の時期が存在することが判る。都

第六表 Oberlausitz 三大都市麻織工ツィフト加入親方数

都市名	Zittau	Görlitz	Bautzen
年代			
1390-1519	47		
1519	3		
1520			
1521-30	9		
1531-40	4		
1541-50	9		
1551-60	20		
1561-70	20		
1571-80	31	7	
1581-90	23	14	
1591-1600	36	24	46
1601-10	36	61	83
1611-20	39	68	129
1621-30	48	63	62
1631-40	14	43	20
1641-50	19	26	28
1651-60	46	57	35
1661-70	51	60	20
1671-80	43	57	27
1681-90	49	68	
1691-1700	92	66	
1701-10	37	57	
1711-20	42	55	
1721-30	29	20	
1731-40	23	23	
1741-50	34	23	
1751-60	25	15	
1761-70	11	9	
1771-80	12	21	
1781-90	11	5	
1791-1800	3	20	
1801-10	5	9	
1811-20	?	4	
1821-30	1	12	
1831-40	1	20	
1841-50	?	12	

G. Aubin, Die Leineweberzechen in Zittau, Bautzen und Görlitz, 1915, S. 617.

市麻織工の明白な衰退は十八世紀の二十年代から始り、十八世紀後半に本格的となつて<sup>(注18)</sup>いる。

ところで中世都市の麻織物業が十七世紀後半の第二の興隆期を迎えた頃、それまで原料供給基地に留っていた周辺の農村、特に東南部の農村地帯では麻織物業そのものが発展してくる。元来中世都市の市場規制が厳しく、麻織物製品がツィフト契約で販売されていた十六世紀後半に、すでに農村内で麻糸の売買が行なわれ、麻糸密売商人 Garnkaupler の活躍はめざましく、農村のあちこちにもぐりの市場 Winkelmarkte が開かれていた。<sup>(注19)</sup> 例えば千五百六十一年のバウツェン市麻織工条例には「麻織工と麻糸商人は次のように決議した、すなわち麻糸商人は、周辺の市場及び周辺の村々において麻糸の註文をとり買取ってはならず、そうした行為を中止しなくてはならない、麻糸は普通自由な市場にもたらされるべきである」とある。<sup>(注20)</sup> またゲルリッツ市千五百八十七年の麻織工条例にも「第一に麻糸が大量に家々にもちこまれ、都市の門の手前で販

エルベ以东・上ラウズイツ地方の農村市場町(一)

売されており、手工業と都市一般に損害を与えるに至っており、以後かかるもぐりの市場 *solche winckelmarkte* は廃止されるべきであり、麻糸は公けの市場の *auf offenen Markte* 以外の場所では販売されてはならない……とあり、千五百八十九年の条例にも同様の規定がある。<sup>(注21)</sup> また千五百四十六年のツイタウの麻織工ツンフトにはオイビン修道院に以前属していた村々の農村麻織工が若干含まれていた。<sup>(注22)</sup> さらに千五百三十四年には諸都市と騎士階級との間で行なわれた調停工作の結果農村麻織工は農村の需要目当に生産する限り、許されることとなった。但し彼等の製品を都市の市場に持参したり、都市市民からの賃仕事をしてはならぬとされている。<sup>(注23)</sup> また千五百七十六年に他所者の前貸商人 *Verleger* が農村織工を雇って働かせようとしたのを、ツイタウ市の麻織工が挫折せしめていた。千六百二十七年には近隣の村々にある織機を直接行動で破壊している。<sup>(注24)</sup>

さてこうして最初は麻糸の密売(文字通りの自由販売)に始まった上ラウズイツ南部寄りの農村工業の都市手工業への反逆は、十七世紀に入ると本格化し、特に三十年戦争の終了と共に都市手工業の反撃をかなり無力化して行くようになる。<sup>(注25)</sup> 例え千六百五十三年にパウツェン市所属の修道院や貴族の村々には、凡そ千二百台を上廻る織機が存在していたし、その内ツイタウ市周辺だけで五百台以上の織機が存在したといわれる。またツイタウ市参事会所属の同市周辺の村々においては、十七世紀後半に、千五百台もの織機が存在していた。<sup>(注26)</sup> 今この地域の大規模な麻織工村落四カ村について麻織工と織機の歴史の変動をみてみよう。<sup>(注27)</sup> まず千五百六十六年には麻織工の存在の確かめられぬグロス・シェナウ村では千六百四十七年に始めて十六人の織工が存在する。そして千七百二十九年から三十年にかけては七百八十二台の織機をもつ、この地域で三番目の麻織工村落にのし上がっている。また千五百六十六年に七人の織工の存在するザイフヘンネルスドルフ村では千六百五十六年に二十台の織機、千七百二十九年から三十年には四百七十四台の織機を持ち、この地域六番目の麻織工村落となっている。また千五百六十六年冬季に十七人、夏季に十三人の織工のいたアイバウ村では、千六百五十六年には百六台、千七百二

十九年から三十年には七百五十九台の織機が存在し、この地域最大の麻織工村落となっている。最後に千五百六十六年には麻織工の存在を確かめられぬエーベルスバッハ村でも、千六百五十六年には五十六台、千七百二十九年から三十年にかけて五百八十九台の織機の存在するこの地域四番目の麻織工村落となっている。今第七表に千七百二十九年のツイタウ市周辺の大農村工業村落内の織機台数を示しておこう。<sup>(注28)</sup> これを先の第六表の中世都市内の麻織工数の変動と比較すると興味深い。すなわち我々はそこに、第二の興隆期を終了してすでに衰退期に入りつつある中世都市麻織物業とこれと反対に十七世紀後半以来急速に発展し、その絶頂期に達した農村麻織物業の対照的姿を見出すのである。

こうした農村麻織物業の展開は、当然中世都市の市場関係を媒介としない商取引の関係をひきおこす。そしてこの種の商取引の担い手としての農村在地商人が活躍し始めるのである。中世都市からみれば、まぎれもない密売商人 *Kapler*、縄張荒し *Fruscher*、攪乱者 *Störer*、行商人 *Hausierer* である彼等は、周辺農村は勿論ゲルリッツやクヴィス、さらにはシュレジェン地方に迄足を伸して麻糸を購買し、これを地元の織工に販売している。<sup>(注29)</sup> と同時に農村内で完成した麻織物製品をライ

第七表 農村工業村落内の織機数

村名	織機台数
Alt- u. Neu-Eibau	812
Ober- u. Niederoderwitz	791
Großschönau	782
Ebersbach	589
Waltersdorf	512
Seifhennersdorf	474
Mittel- u. Oberherwigsdorf	311
Hirschfelde	252
Dittelsdorf	236
Bertsdorf	232
Olbersdorf	216
Jonsdorf	170
Oybin	106

A. Kunze, Vom Bauerndorf zum Weberdorf, 1959, S. 179.

プツイヒ、ドレスデンを始めベーメンのプラーク等の諸都市のメッセもしくは市場へ売りこんでいた。<sup>(注30)</sup> 一例をあげると、東南部寄りのレバウ地区のオッテンハイン村に居住するペーテル・モジックなる男は、相当の麻糸取引を行ない、十七世紀に凡そ百五十台の織機の存在したと思われるオーバー・クンネルスドルフ村、ニーダー・クンネルスドルフ村で多くの織機を作業せしめていた。この男はすでに当時ライプツイヒのメッセを訪問していた。<sup>(注31)</sup> この他A・クンツェは農村在地の麻織物商人の存在した村としてオーバー・ザイフェルスドルフ村、オー

エルベ以東・上ラウズイツ地方の農村市場町(一)

バー・オーダーウィッツ村、グロス・シェナウ村、アイバウ村、エーベルスバツハ村、ザイフヘンネルスドルフ村をあげ、さらにゾーラント、タウベンハイム、シュプレムベルク、コットマールスドルフ、シエンバツハ、カレンベルク、ヴァイファ等の村々もドレスデンやベーメンの諸市場で麻織物を販買している。<sup>(注32)</sup>

このような社会的分業の新たな展開の基軸産業としての農村麻織物業及びこれに伴う新しい商品取引関係の誕生は、農村内部にも中世都市とは異なる新たな農村市場町、農村都市を成立せしめる。上ラウズイツの中部より南部地方にかけて我々は農村麻織物業又はその利益を代弁する農村麻織物業の中心地として、幾つかの農村市場町を指摘しうる。まず先の第七表にあげられた巨大農村工業村落のうち、村内織機数五百八十九台のエーベルスバツハ村は、強く分散した森林フーへ村で農村商人の活躍もみられ、二十世紀には正式に都市となっている<sup>(注33)</sup>。また織機台数二百五十二台のヒルシユフェルデ村も、長方形耕地の街道牧場村落であるが、十四世紀に自生的に都市となり、以後しばしば市場町とよばれている。<sup>(注34)</sup> また第七表以外ではベーメンからの亡命者市場町で麻織物工業・商業の中心地ヘルンフット近くのグロス・ヘンネルスドルフ村は騎士農場もある森林フーへ村だが、三エルの幅の木綿用織機を發明し、それ以外の織機をもゲルリッツ市等で販売しており、千八百二十年に農村市場町となっている。<sup>(注35)</sup> さらにバウツェン市の南方の森林フーへ村ヴァイファも農村麻織物業に参加しており、十七世紀に農村市場町となっている。<sup>(注36)</sup> この他十七世紀にヘルンフット同様ベーメンからの亡命者により設立され、農村麻織物業の中心地となったノイ・ザルツァ設立敷地の所在する農村シュプレムベルクも十六世紀に騎士農場の成立している森林フーへ村であるが、農村麻織物業への参加の認められる村である。<sup>(注37)</sup> この村はそれ自体市場町化はしていない。この他K・ブラシュケはノイ・ゲルスドルフ村とヴィガンツタール村の二つを農村工業村落から市場町へと成長した例としてあげている。この内、後者はシュレジエン寄りで史料がないが、前者は千八百二十年に市場町となった強く分散した森林フーへ村である。<sup>(注38)</sup>

さてかくして上ラウズイツ南部及び東南部の地域においては、農村工業及び農村麻織物業の明白な中心地としては自生型小都市一、潜在的自生型市場町二、計画型小都市一、計画型市場町一の五つが数えられ、その他農村麻織物業の中心地として自生型市場町一と農村二がある。従って前節でみた中部から南部とりわけ森林フーへ地帯における自生的小都市や市場町の中世都市に対する優位は、この地帯の農村麻織物業の展開によるものだと見える。

ところでこのような農村麻織物業の販路は一体どうであったのか。元来農村麻織物業の製品は、都市手工業の製品に比較すれば、粗製のものであり、地方的な需要を充てた製品である。<sup>(注39)</sup> 千五百三十四年の諸都市と騎士階級の間の調停によると、都市の禁制圏内の農村麻織工業は農村の需要を充すものに限って許可されているが、これは農村麻織物業の販路の一つを示唆している。<sup>(注40)</sup> 特に農村麻織物業の展開した地域が、森林フーへ村のような農民層にとって比較的利益な地域であったことも、こうした局地的需要の存在を推定せしめるのである。しかし上ラウズイツでは、森林フーへ村の地域でも騎士農場制が成立し、十分な民富が形成されなかつたのであって、農村麻織物業といえどもむしろそうした局地的需要をこえた地方間、或いは国民経済圏間の遠隔地市場に大きく依存することとなる。この依存は森林フーへ村地帯外の上ラウズイツ地方の厳格な騎士農場制の確立と社会的分業の未発達(単一型生産)によってさらに増大するのである。ところでこの地方の農村麻織物業の販路は、最初は主にシュレジエン、ベーメンを始めとする東欧であったが、その後南ドイツ(特にニュルンベルク)の商人や英蘭の商人、後に十七世紀からハンブルクの商人等に媒介されて英国、オランダ等北西ヨーロッパの国々、さらにイタリヤ、スペイン、ポルトガルの国々(その背後にそれぞれ小アジア「レヴァント」貿易、新大陸貿易があることはいままでもない)等へと拡大して行く。<sup>(注41)</sup> 局地的、地方的市場の未発達な場所で行った国際的市場とのつながりが強くなればなるほど、農村市場や農村都市は中世都市に対して決定的勝利を収めることが出来ない。逆に中世都市は、こうした遠隔地市場やそのための商人達との結びつきによって息を吹きかえし、その命脈を保つことともなるのである。

上ラウズイツツでの農村麻織物工業に対する中世都市の対抗策としては、左の如きものが指摘される。一つには、これまでに蓄積された技術の経験と南ドイツやオランダの商人によって伝えられた新しい技術(特に木綿と麻糸で織ったバルケント織のような良質の麻織物のための技術)を結合して、良質の麻織物生産の独占をはかることであり、他方では、遠隔地商人の代理人となるか、この方法が衰えた後においては同じく遠隔地商人の委託購買人となるかによって周辺農村で製造される麻織物の買占を行なうのである。<sup>(注43)</sup> 前者の生産独占は、当然、漂白、染色等の加工技術及びその工程の独占も或る程度含まれている。ところでこうした生産技術の面での独占は、農村工業の進展と共に、かなり崩れてくるとみてよい。そこで中世都市の延命策として遠隔地市場と農村との直接のつながりを出来るだけ断ち、その中間の媒介者として活躍する後者の道の重要性が増大する。

こうして上ラウズイツツの中世都市は、かつての中世都市的な厳格な生産及び市場規制を新しい事態に即応させて緩めながらも、農村市場や農村都市に決定的に敗退させられはしなかったのである。これらについての例をあげておくと、先の第六表では麻織工の数の変動が余り十分につかめなかったバウツェン市は、千七百三十二年から三十五年に靴下編工業が絶頂期に達し、千八百一年においてさへ百人の親方と三十人の職人を擁していた。<sup>(注44)</sup> なおこの間この都市ではホヤスヴェルダ、カメンツ、レバウを始め周辺の多くの農村で織られた靴下、頭巾、脚絆、手袋等の加工(縮絨、仕上、染色)が行なわれていたし、これら製品の中独諸メッセへの大量販売をも引きうけていた。これらメッセを通じての遠隔地市場はブレーメンから北米にまで達していた。またゲルリッツ市も、三十年戦争後ニュルンベルク商人の仲介で麻織物の販売圏を従来の東欧からスペイン・ポルトガルに転換して、経済的実力を回復したといわれる。但しこの市の場合都市手工業者自身も遠隔地商人の間屋制前貸体制の中へ組み入れられて行くのである。<sup>(注45)</sup> また十七世紀後半以降農村麻織物業の激しい挑戦に出会ったツィタウ市の麻織工ツンフトは、農村に普及しつつあった白糸の麻織物の技術を採用し、都市手工業の新たな興隆をもたらすと共に、

第八表 Oberlausitz 主要都市の代理店数

都市名	代理店	織物商人
Bautzen	5	—
Görlitz	24	6
Zittau	33	22
Lauban	9	?
Löbau	12	9

G. Aubin u. A. Kunze, Leinenerzeugung und Leinenabsatz im östlichen Mitteldeutschland zur Zeit der Zunftkäufe, 1940, S. 210.

第九表 1680—1682年のZittau麻織物商業

取扱商人	課税された麻織物(反)
108人のZittau商人及び他所者商人2人	44,215
53人の農村麻織物商人	16,650
102人のBöhmen商人	7,583
80人のLauban商人	19,332
1人のLöbau商人	200
12人のMeißen商人	1,574
総計	89,554

G. Aubin u. A. Kunze, Leinenerzeugung~, S. 209.

ニュルンベルクやハンブルク商人の麻織物買占の拠点として多数の代理店商業、請負商業を行なつて、上ラウズイツツからベーメンにかけての最大の麻織物の取引市場となった。<sup>(注46)</sup> 今第八表を参照すると、十八世初頭の遠隔地商人の代理店の数においても、他の都市をはるかに引き離していることが判る。<sup>(注47)</sup> また十七世紀末のこの都市における麻織物取引の中にはツィタウ市商人及びこれによって代理される他地方の商人の取引量、ラウバン市の商人の取引量に次いで、五十三人の農村麻織物商人の取引量が目立っており、ツィタウ市の麻織物商業は周辺農村工業をも包摂していたといえよう。<sup>(注48)</sup> さらにツィタウ市代理人達の商取引の内容をみると、公認の麻織物七万六千二百八十五反のうち、八十二・三%に当る六万二千七百八十一反は農村製の麻織物であるから、ツィタウ市の市場関係が先の数字よりはるかに密接に農村工業と結びついていたといえる。こうして、ツィタウ市の地位は、麻織工ツンフト衰退後の十八世紀後半にも変わらない。千七百七十七年に麻織物移出の量において、ツィタウ市がトップ、次いでバウツェン、ラウバン、ヘルフト、レバウ、ゲルリッツの順である。<sup>(注49)</sup>

さて遠隔地市場の拡大を背景とした中世都市の延命策は、農村市場町や農村都市の在り方にも大きく影響せざるをえない。今我々の手元には残念ながら、自生型農村市場町についての史料がない。しかし自生型ではないが、ベーメンからの亡命者の市場町として農村工業及びこれに基く麻織物商業の新しい中心地となったヘルン

エルベ以東・上ラウズイツツ地方の農村市場町(一)



フットの例から、他の自生的農村市場町や農村都市の姿をかなり類推しうるように思う。ところでこのヘルンフットは、千七百二十二年ベーメンやメーレンの再洗礼派の兄弟達が集団で亡命して建設した都市的定住であり、森林フーヘ村ベルテルスドルフ村の農地の上につくられたのである。<sup>(注50)</sup>そしてすでに十八世紀の半ばに、捺染工業が興り、シュトラスブルクからの亡命者デュルニンガーの手で漂白所が建設されている。千七百六十六年にこの定住地には、代理店(三人の職人と一人の徒弟)、煙草工場(七人の職人)、捺染工場(四人の職人と六人の徒弟)、漂白所(四人の職人)、一般店舗(十人の職人)、下働き・御者・夜警(五人の職人)、麻織工(八人の職人と七人の徒弟)、レース編工(二人の職人) 総計四十三人の同胞と十四人の徒弟が生活していた。なおこの町のために働く百十一人の織工が町外の農村にいたという。<sup>(注51)</sup>この社会的分業の展開から推定出来るのは、ヘルンフットが麻織業そのものの中心としてよりは、漂白、捺染といった加工過程の集中と代理店制度による周辺農村の麻織物製品の買占に重心をおいていたことが判る。

要するに、上ラウズイツ南部麻織物業におけるヘルンフットの揺るぎない地位は、麻織物生産そのものによってではなく、麻織物の最終加工過程と、それ以上に周辺農村と遠隔地市場の仲介商業によって確立したのである。ヘルンフットの経済活動の重心が、いかに後者におかれていたかは、この市場町の麻織物移出量の老大きを見ても理解しうるが、例えばこうした移出麻織物の最終加工(漂白)について、この町の人々が、ツイタウ、レバウ、さらにはザクセンやベーメン等外部の、しかも中世都市の漂白所を利用していった事実を想起しても、そのことが確かめられる。<sup>(注52)</sup>

さて亡命者市場町ヘルンフットの以上の姿は、恐らく上ラウズイツ南部及び東南部の麻織物業と関りをもつ農村市場町や農村都市の一般の特徴ではないかとおもわれる。史料の不足から確証しえぬのは残念であるが、例えば次のような事実は、このことを間接的に物語っているといえよう。すなわち、先にかかげた第七表の大規模な麻織工村落十三のうち、農村市場町として成長したものは、十六、七世紀当時においてはヒルシュフェルデ一つであり、これに二十世紀に都市となったエー

ベルスバッハを追加することが出来るだけである。ということは、大規模な農村麻織工業そのものが、農村市場町の成長を促すというよりは、むしろそれ以外の条件が農村市場町成長について考えられなくてはならない。我々はヘルンフットの例から、その条件の一つとして捺染、漂白といった最終加工過程の集中をあげることが出来る。<sup>(注53)</sup>またそれと共に、遠隔地市場圏との積極的つながりを目指す仲介商業が、これら農村市場町や農村都市を中心に展開されたのではないかとおもふ。恐らくこれら農村市場町の成立にとっては、前者すなわち周辺麻織工村落との局地間分業が重要であつたに違いないが、農村麻織物の遠隔地市場圏が拡大すればする程これらの農村市場町は後者、つまり仲介商業の中心地という性格を強めて行ったのである。<sup>(注54)</sup>局地間分業の中心地の市場的機能に基づきつつ、隔地間の商業(これも生産対流通の特殊な分業ではある)の中心地としての性格を強めること、それはエルベ以西のザクセン織物工業地帯の農村都市においてもみられる現象である。<sup>(注55)</sup>しかし上ラウズイツ地方の場合、いわゆる地域内の局地的市場圏の形成がより未成熟であるために、この現象が際立っているのではあるまいか。

さて目を農村麻織工村落そのものにむけると、そこでも上ラウズイツ南部農村工業の後進性を、より明確に確かめうる。我々はここで、ツイタウ市周辺の最大級の麻織工村落グロス・シェナウ村(上記第七表では第三位)を例にとろう。この村は千七百二十九年から三十年には七百八十二台の織機をもち、新しい紋様織の産地として有名になった村である。千八百三十四年に、この村には紋様織の織工親方二百六十二人、職人九百六十六人、徒弟九十八人、そのための図案工七人、見本作成者九人、織機組立工十四人が存在しており、有機的分業体制が完成していた。親方一人当りの職人数三・六三人であるから、全体として一種の分散マニユを形成していたともいえる。<sup>(注56)</sup>しかしこの村の千七百二十七年の「紋様織工条例」によると、村から一たん外部へ出たものは領主の許可なくては村へ帰ることが許されないし、外へ出る者は、この種の織物業を外で営んだり、そのための織機を製造してはならないこと、故郷の紋様織マニユの利益を損つてはならないこと、また他所者

第十表 Oberoderwitz 村の階層別  
織機台数

階層別	人数	所有織機台数
22	農民	2
8	菜園保有農人	7
77	小屋住人	101
26	借家(同居)	9
21	他所の借家(同居)	14
154		133

A. Kunze, Vom Bauerndorf zum Weberdorf,  
S. 186.

はたとえ紡糸工程に従事していても、織機の引き手、ねらい手という織布工程の職能分担には参加させず、もしこれに違反した場合には、厳罰に処すること、さらに徒弟は二年、職人は一年間親方の下を離れることが出来ないことが規定されていた。<sup>(注57)</sup>この規定から察すると、グロス・シェナウ村における分業体制は、なお極めて厳格なツンフト的規制の下にあったのである。

これは、局部的市場圏の未成熟と遠隔地市場圏の拡大という市場構造のため、農村工業そのものも、競争的な自由な生産体制としてではなく、一種の村八分的な制裁をもって規制する独占的生産体制として営まれざるをえなかったことを物語っている。

そしてこうした事情の下では、個別経営内の分業の進展、すなわち厳密な意味のマンユファクチュアの成長よりは、単純な小規模生産がたえず拡大再生産され、それを外部から仲介商人が把握して行くという、前期的問屋制前貸の体制が支配的となるのである。今第十表をみると、千七百三十九年当時この地域第二位村内織機七百九十一台のオーバーヴィッツ村の一部(オーバー・オーダーヴィッツ)では、二十二人の農民の間にはたった二台の織機、菜園保有農でさえ八人に対し七台であるのに対し、七十七人の小屋住は百一台の織機を所有している。<sup>(注58)</sup>同様の傾向はハイネヴァルト村でも看取しうる。<sup>(注59)</sup>すなわち千七百五十年この村には六十三人の麻織工・紋織工がいたが、内二人が農民(総数二十七人)、九人が菜園保有農(総数十七人)、五十二人が小屋住(総数百二十四人)で、圧倒的に小屋住の零細経営が目立つのである。こうした事情は、これら農村工業村落内の農民層の分化にも反映する。今グロス・シェナウ村の千五百八十七年と千七百三十年の農民層分化の状況を第十一表に示そう。<sup>(注60)</sup>そこで目立つのは、矢張り小屋住の飛躍的増大である。他の階層については、本来の農民層内部での若干の下方分化の傾向、菜園保有農や借家人(同居人)の漸増が指摘できるが、いずれも小屋住

第十一表 Grobschönau 村の住民の階層分化

1587年		1730年	
住民種類	戸数(人数)	住民種類	戸数(人数)
7-1 保有農	35(245人)	7-1 保有農	35(245人)
4 保有馬持	18	7-2 保有馬持	10
3 保有馬頭	7	7-3 保有馬頭	11
2 保有馬頭	10	7-4 保有馬頭	14
菜園保有農	27(135人)	菜園保有農	30(150人)
借家人	33(165人)	借家人	346(1730人)
小屋住	64(256人)	小屋住	154(616人)
計	159戸, 801人	計	565戸, 2741人
自家用麻織機	100台推定	紋織機の織機 自家用麻織機	782台 100台

A. Kunze, Vom Bauerndorf zum Weberdorf, S. 187.

第十二表 Hainewalde 村の住民の階層分化

年 代	農 民	菜園保有農	小屋住	借 家 人		農 男	農 女
				家族つれ	個人		
1620	26	17	28				
1647	20	12	20				
1661	25	17	26	12	20	93	
1664	25	18	66			63	
1707	27	17	71	44	17(?)	81	54
1716	26	17	73				
1727	28	17	102	52	35		
1733	28	17	125	32			
1746	26	17	124				
1750	27	17	128				
1766			138		44		
1777-78	26	17					

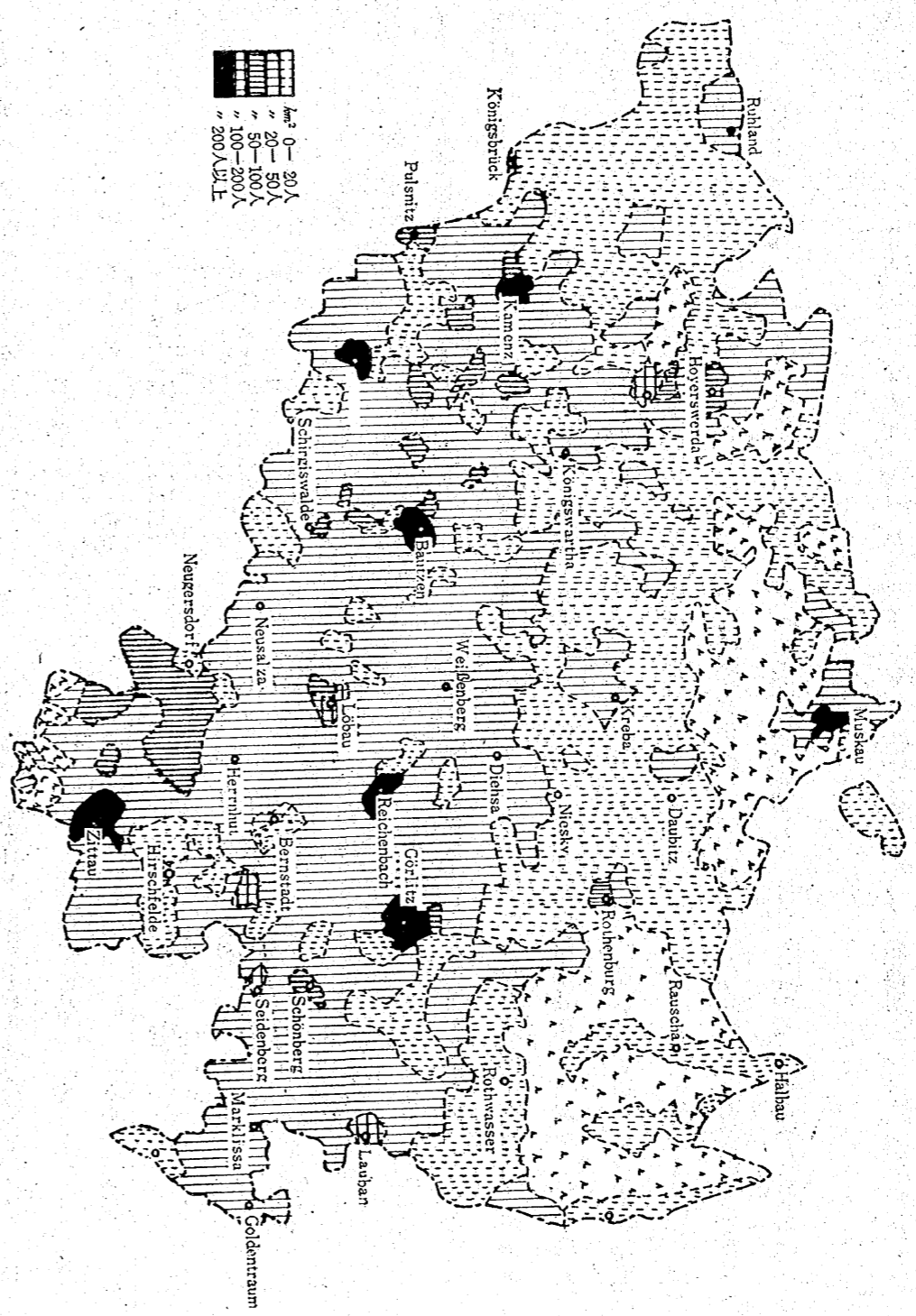
A. Kunze, Vom Bauerndorf zum Weberdorf, SS. 185-186.

の増加傾向ほどのことはない。その増加率は何と約十・五倍に達するのである。こうした傾向はグロス・シェナウ村一村に限られていない。例えば、千六百二十年から千七百七十七・八十年のハイネヴァルデ村の分化の状況を、第十二表で示すと、農民、菜園保有農、借家人については、ほぼ不変であるのに、小屋住農は四・九倍、それに僕婢の数が若干増大している。<sup>(注61)</sup>である。こうした小屋住こそ、麻織物生産における零細経営の担い手であったといえようが、問題はこれらの階層が、農村内部の階層分化の結果うまれてきたのかという点である。勿論我々は、この地域の小商品経済の進展が、そうした分化作用をおこしたことを否定しないが、それ以上に老大な小屋住の形成に役立ったのは、外部からの人口の移住ではないかと考える。

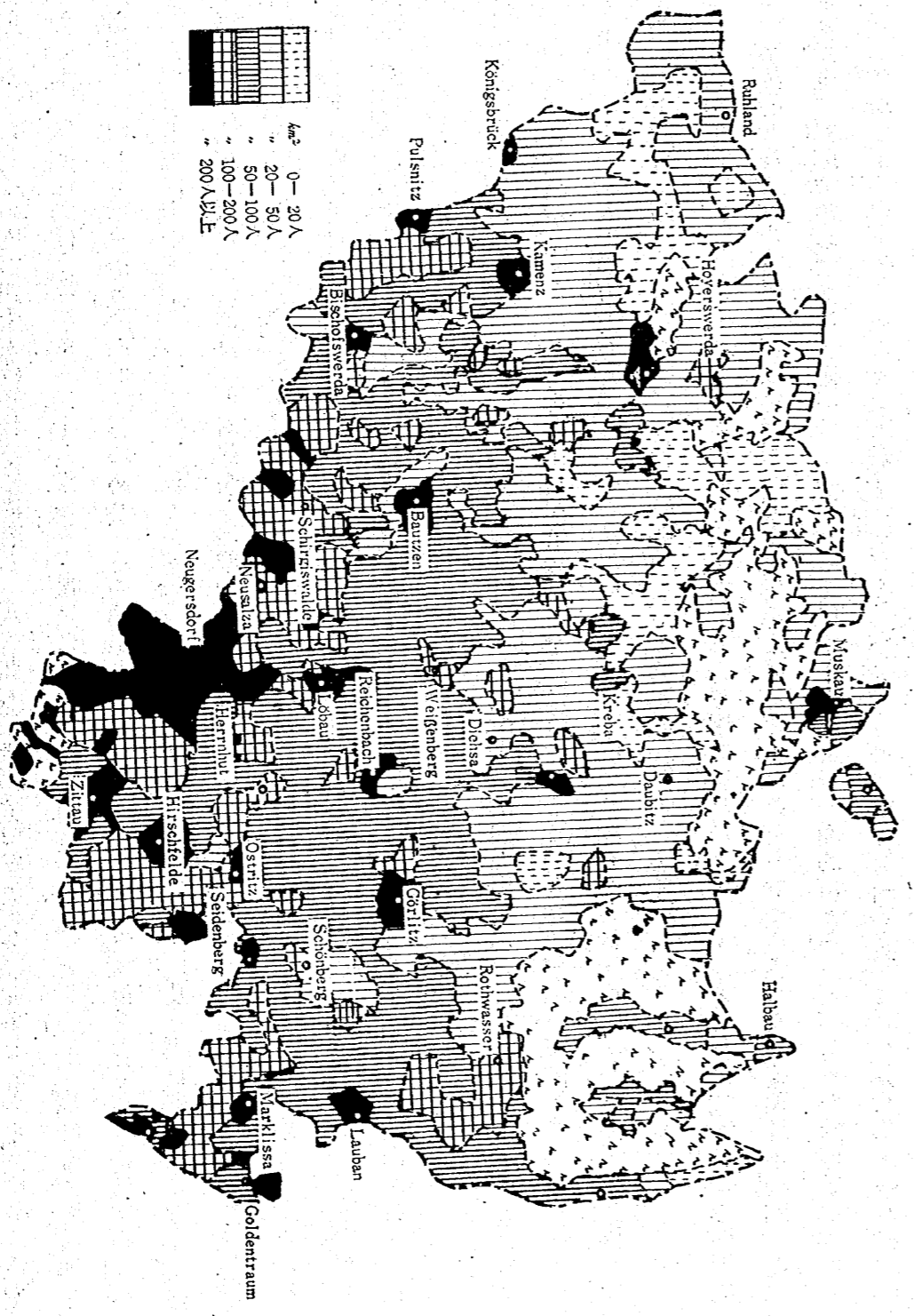
千七百六十二年レバウ市近郊のオーバー・クンネルスドルフ村では二百二十九人の他所者の労働力が存在したが、彼等の殆んどは一年契約であった。この村の総人口は千七百五十五年に二千五十九人であったから、他所者労働力の比率は、凡

エルベ以东・上ラウズヴィツ地方の農村市場町(一)

第十四圖 一五五〇年人口密度



第十一圖 一八三四年の人口密度



エルベ以东・上ラウズイツ地方の農村市場町(一)

そ十一%であった。この内百四十人は織物業に従事し、八十九人が農業や他の手工業に従事していた。そしてこの村全体においても七十一%の住民は織物業に、二十九%のみが農業に従事していたのである。ところで、織物業で働く他所者の出身地は、百四名が同じレバウ市管区内の農村であり、その他がツイタウ市、ノイザルツァ市等の近辺の農村であった。<sup>(注62)</sup>

こうした他所者労働力の流入については、K・ブラッシュケも「上ラウズイツツの植民及び人口史」なる論文で取扱ひ、第十図、第十一図に示す人口の南部及び東南部への地域的集中の傾向を指摘している。<sup>(注63)</sup>そしてそれはこの地域の農村織物業の隆盛によるものであること、またそれが菜園保有農と小屋住特に後者の急速な増大によることをのべ、さらにこの人口集中は中部及び北部のスラブ人(ソルベン人)の南部工業地域への移動による所が大きいとしている。つまり当時の北部・中部の農業経営の下での生産力では人口の増加部分を養育することが出来ず、このため工業地域への流出が行なわれたというのである。<sup>(注64)</sup>

我々の乏しい資料では上ラウズイツツ南部の農村工業地域の他所者労働力の出自についてこれ以上確かめえないが、A・クンツェのあげた一村の資料だけで、その出自を近辺農村だけに限定しようともおもえない。従って恐らく近辺からの流入と北部・中部からの流入の両方を考えていいのではないかと思う。いずれにしても上ラウズイツツ南部の農村工業村落の階層分化が、若干の自生的なものと共に、多分に他律的な特異な分化に特徴づけられることは否定出来ない。

こうして先にものべたように、この地域の麻織物工業における零細経営の拡大再生産とこれに基盤をおく問屋制前貸商人の台頭が必然的となる。<sup>(注65)</sup>そしてこれは農村市場町や農村都市とその上にそり立つ中世都市の遠隔地市場圏への仲介商人化の動きと完全に対応するのである。従ってこの地域の農村工業の前進を一面的にとらえて、それが封建領主制の完全な崩壊をもたらしたかのように主張することは出来ない。<sup>(注66)</sup>これらの農村工業を背景に成立してきた農村都市の性格を中世都市の枠をはるかに突き破った、新しい局地的市場圏の結節点として評価することも出来ない。<sup>(注67)</sup>確かにすでに前節の終りに指摘し

ておいたように、この地域では十七世紀の末から十八世紀にかけて領主直営地の分割貸し出しが広範に開始される。<sup>(注68)</sup>しかしこれらの分割貸し出しとそれによる世襲保有地の急増は、本来の農民層を対象に行なわれたのではなく、むしろ外部から流入してきた麻織物工業従事者達を対象にしていたのである。事実先の例でも、ゾーラント、オーバー・オーダーヴィツツ村は農村工業の盛んな村であるし、その他グロス・シェナウやエーベルスバツハ、アイバウ等の大規模麻織工村落においても同様の仕方、新しい小屋住Ⅱ織工の定住地が出来あがるのである。そして他方において農民は依然として強い封建的束縛の下におかれ、場合によっては大規模な直営農場経営の新たな農法による合理化さえもが試みられるのである。<sup>(注69)</sup>従ってこの地域の封建領主制は、農村工業の前進によってなしくずしに崩壊して行くとはいえず、それは上からの改革の形で封建領主制の新たな再編成を可能とし、かくして農村工業における停滞性とも完全に一致するのである。<sup>(注70)</sup>

#### B、中部・北部主穀生産地帯

さて我々は先に上ラウズイツツ地方の中部より北部にかけての地域は、主穀生産地帯で、ウェーバーのいう生産の単一性 *die Gleichförmigkeit der Produktion* という特徴をもっていることを指摘した。基本的にはこういって差し支えないのであるが、この地域内に全然他の産業部門が興らなかつたわけではない。先の第九図においても、北部シュレジエンよりのノェス、ラウシャにそれぞれ、藍色染やガラス製造のマニユファクチュアがみられる。事実これ以外にもこの地域のシュプレー河とナイセ河の湿潤な牧草・沼沢地帯に沼鉄鉱 *Raseneisenerz* が採掘され、十四世紀から十六世紀にかけて熔解容易な鉱石が、シュプレー、ブルクハムマー、ラウシャ等で加工されていた。<sup>(注71)</sup>その後十八世紀の初頭に高炉による熔鉱制度が普及し、これによってシュネルフェルテル、クレーバ、コイラ、ボックスベルク、ブルクハムマー、ベルンスドルフの諸農村において製鉄業が創設された。この他十六世紀の半ばにすでに、同じ北部地域に明礬鉱があり、これによる明礬製造業が成立している。<sup>(注72)</sup>しかしこれらの諸工業は、エルベ以西のエルツ山地地帯とは全く対照的に騎士農場領主自身の手で経営され、そ

の労働力も、主に夫役農民の労働力であったようである。例えば明禁鉱の場合二百二十六人の世襲隷属農民の夫役で採掘が行なわれていた。さらにこの地域の大領主ムスカウ所領の千七百九十年の総収入二万五千ターレルのうち、六千ターレルほどの純益が二つの製鉄工場と一つの明礬工場からあがっており、農業面での収入は一万三千ターレルにすぎない<sup>(注73)</sup>。従って上ラウズイツ地方北部の若干の社会的分業の展開も、かえって夫役の強化と自由な商業の制約という点で、農民的商品生産の展開にとり、大きな躓きの石となったのである。

ところで眼を農業面に転じてみると、そこにおいても経営の主体は、騎士農場領主であって、そこに展開してくる商品生産なり、局地的市場も、あくまで騎士農場領主中心のそれであった。

さてこの地域の農場領主制は、上ラウズイツ地方内部でいえば、最も苛酷な農民支配体制であるが、メクレンブルクやポムメルンのそれと比較すると、それらよりはやや緩やかなものであったという<sup>(注74)</sup>。すなわち後者の地方では、十七、八世紀の段階でも強制的な農地買上(いわゆる *Baueisen*)が広く行なわれ、農民の騎士領主に対する人格的従属の度合もはるかに強く人身売買の形で領主の労働力獲得が行なわれていたが、上ラウズイツ地方では、それほどの厳しい領主反動はみられなかったのである。にも拘らず我々はこの地方においてエルベ以西の領主―農民関係にはみられない苛酷な支配関係を発見するのである。その支配関係は、凡そ農村に定住する者で、若干でも土地(僅かの宅地や屋敷を含む)を保有する者は、農民であろうと、菜園保有農であろうと、小屋住であろうと、すべてその下に包摂され尽す体制である。千六百五十一年に起草され、ザクセン侯に承認された「上ラウズイツ領民条例」の第一条には以下の言葉がしるされている。

「上ラウズイツ辺境伯所領において常に慣習的にそうである如く、この地方の領民は労働を強いられ、人格を束縛されたローマ法の奴隷のような仕方・方法でその土地を保有するのではなく、領主に対し定められた夫役を提供し、これに対し彼等の保有する土地から必要かつ適当な扶養を求める責任がある、そういう土地の保有をする。彼等は事態に即応して土地に

おいて色々捧げられる相手(領主―訳注)を同様に敬い、完全に自由でもなく、完全に隷属でもないのだから、結婚することも、自分の持物を販売することも、遺言をのこすことも、他の共通の権利で許された行為を行なうことを禁じられるどころか許される。それと共に各世襲領主 *Erbschaft* に予めしらせることなく他の場所へ赴き、自由になるようことは出来ない、何故なら彼等は、自分の農地に対し提供すべき奉仕の故にその土地を見守る義務を負うからである<sup>(注75)</sup>。そしてさらに

第二条には放浪している借家人の児童は、彼等の生誕した場所の領主の領民となる場合、解放された領民が契約によって再び従属した場合、裁判官の認定によって領民となる場合、所属領主の不明の場合、領主の土地を引き受けることによって領民となる場合等、予想される凡ゆる場合に世襲領主に有利となる規定があげられている<sup>(注76)</sup>。この他逃亡領民の引き渡し(第三条、第五巻)、領民制からの解放の買取り(第四条)等も含め、我々はこの領邦君主と騎士階級の確認事項としての法令から、

この地方の騎士農場領主制の特徴を厳しい土地緊縛義務 *Schollpflichtigkeit* ということが出来る<sup>(注77)</sup>。これは一定の土地へ定住を限定させ、それによって結婚や通常の退去といった人格的自由を抑圧するもので、本質的に人格的非自由の支配体系であった。こうした強制体系の実現によってこそ、農民の強制労働に依存する騎士領主の直営地経営が可能となったのである。

さてこの場合世襲隷属制による強制労働の体制に最も強力にまぎこまれたのは、下層農民よりも中産的農民層であったことを忘れてはならない。今バウツェン市北東の巨大騎士農場村落オーバー・マルシュェヴィッツ村とブレーサ村、レバウ市北西の同様の村落グタウ村の十八世紀における夫役提供の状況を第十三表でみてみよう<sup>(注78)</sup>。いずれも中産的農民層以上の層に週六日乃至三日の夫役が課せられ、これに対して、小屋住や小規模の菜園保有農は、せいぜい年十二日程度の労働負担であることが判る。このうち最上層部の農民は自己の労働負担を僕婢その他を雇うことによりカヴァーしえたから、こうした夫役提供が最も苛酷に農家経営にひびいたのは中産的農民層であったといえよう<sup>(注79)</sup>。そして富農といえども、週六日の労働負担をたとえ他人に肩代りしたところで、それだけ自己の経営にとってのマイナスは増大するのだから、ここに上ラウズイツ地方

第十三表 三騎士領村落住民の夫役負担  
Obermaishwitz

階	層	週	年	夫役金納
5人の1/2フー	農民	6日	—	—
5人の大菜園	保有農	6日	—	—
隠居女性1人	当り	—	6日	—

Guttau

階	層	週	年	夫役金納
2人の1/2フー	農民	3日	—	—
3人の小菜園	保有農	—	6日	—

Brösa

階	層	週	年	夫役金納
2人の大フー	農民	6日	—	—
2人の1/2フー	農民	3日	—	—
5人の大菜園	保有農	6日	—	—
3人の中菜園	保有農	6日	—	—
3人の小屋住		—	12日	—
主婦1人	当り	—	8日	—

W. Boelcke, Bauer und Gutsherr in Oberlausitz, 1957, SS. 89—91.

第十四表 Oberlausitz 北部大所領住民の階層分化

所領名及び年代	農民 (平均数)	菜園保有農 (平均数)	小屋住 (平均数)
Königsbrück			
1560	14.2	3	—
1669	14	8	2.5
1777	12	5.6	8
Muskau			
1552	14.7	2	5.2
1699	10	2.8	6.6
1782	8.7	2.5	6.7

W. Boelcke, Bauer u. Gutsherr~, S. 53.

の中部から北部の地域の農民層分化の特殊な下層分化があらわれるのである。今第十四表で中部以北の二つの大所領の農民層の分化の歴史的变化を追ってみると、いずれも本来の農民が減少し、小屋住が大幅に増大していることが判る。<sup>(注80)</sup> 同様の現象は他の数字でも確認しうる。例えばパウツェン市北東のバルト所領では千七百七十八年に本来の農民八十八人に対し、菜園保有農百十八人、小屋住百四十六人であった。先のブレイサ村の場合千七百八十八年には、本来の農民四人に対し、菜園保有農十一人、小屋住六人、グッタウ村では本来の農民十人に対し、菜園保有農二十六人、小屋住二十七人、マルシュヴイツ村では本来の農民十五人に対し、菜園保有農二十六人、小屋住は五十五人であった。<sup>(注81)</sup> 我々はこうした特殊な農民層の下層分化が、夫役請求に明らかかなような本来の農民層すなわち中産的農民層への領主層に

よる攻撃によるものであることを確認しておく必要がある。

さてそれではこうした分化の結果農民層の下方に分化してきた小屋住や借家人は、世襲隷属領民制の中でどのように位置づけられるのであろうか。このうち借家人は自己の宅地・家屋を全く持たない移動労働者で、土地に緊縛はされないが、特定の領主の保護を受けねばならず、それによって被保護隷属領民 *Schutzuntertanen* となる。彼等はいわゆる夫役の義務は負わず、領主の保護に対し年数日の労働と若干の賃租を提出すればよい。<sup>(注82)</sup> しかもその夫役に対しては標準の賃金を与えられない。しかしこうした名目的独立性にも拘らず、彼等の児童は通常の奴婢奉仕にかりだされたり、定住性の欠如からの生活の不安等で決して安定した暮し向きではなかったようである。<sup>(注83)</sup> これに対し、小屋住の方は世襲隷属領民に含まれる。<sup>(注84)</sup>

彼等も本来の農民と比べれば、夫役請求ははるかに少ない。彼等は借家人と並んで騎士直営農場の賃労働者である。<sup>(注85)</sup> しかし彼等は、世襲隷属領民制の最大の特徴である奴婢強制労働奉仕の対象であり、彼等の子弟は数年の強制労働を強いられるのである。十八世紀後半のムスカウ所領のグロス・デューベン村の農民は自分達の子供が三年もの激しい強制奉仕にかりだされ、しかも一年一ターレルの賃金しか与えられないと苦情を申し立てている。<sup>(注86)</sup> 十六世紀半ばに始まったこの強制労働奉仕の制度は、法律によって最高の賃金率を定められており、十七世紀、十八世紀の度重なる戦乱によって労働力不足となり、奴婢の奪い合いが生じてくると、新しい条例が施行されて、強制労働体制の維持、強化が図られていく。<sup>(注87)</sup> そこでは既存の奴婢強制や最高賃金制の他に、仕事をもたない借家人の奴婢強制への組み入れが意図され、領主の労働請求を拒否し、自由な賃労働につくことが罰則をもって厳禁されている。このことはまた十八世紀後半の裁判記録にも数多く示されており、クナツプのいうように強制奴婢はしばしば家畜以下に取り扱われるのである。<sup>(注88)</sup>

さてこうした奴婢奉仕強制は、日雇い労働でその日の糧を稼がなくてはならぬ小屋住にとっては一般農民以上に大きい経済的圧力となったことはいままでもない。しかも彼等の子弟の法定賃金が、自らの賃金水準を最低水準へと押し下げる傾向

をうむことは明らかである。そしてその上狩猟奉仕、使い走り奉仕、漁撈奉仕等不定期の奉仕請求もあつたのである。<sup>(注89)</sup>

かくして直接の労働請求の点では本来の農民よりも軽い労働負担しかおわらない最下層の農業労働者達は、僕婢強制奉仕 *Gesindezwangsdienst* の制度によって極めて特殊な前期的労働市場に投げこまれて行つたのであり、彼等と彼等の子供の劣悪な労働条件と低賃金こそ、騎士農場領主の利益の源泉であつた。

ところでこうした上ラウズイツ地方の騎士農場領主制の苛烈な農民支配は、十八世紀半ば以降徐々に試みられた領主層の直営農場経営改良やさらには逃散と一揆(特に前者がこの地方の農民抵抗の中心である)のくりかえされる中で必然化して行く強制労働体系の自由賃労働体系への転換においても、その本質を失うことはなかつたといつてよい。この地方の領主経営改良は、主に農業技術の観点から研究され、社会経済制度としての再版農奴制そのものは殆んど問題とされなかつた。<sup>(注90)</sup> J・G・レオポルト、N・G・レスケ、K・G・V・アントン、リーシユ伯等の農業技術改良の主張者達の中で、農奴制の改革を主張したのはレスケとアントンであり、特に農民出身のレスケの積極的主張が目立つ位である。<sup>(注91)</sup> それ所か、実際に三圃農法の克服やクローヴァその他の飼料作物栽培をとり入れた七年輪作農法の採用が試みられると、休閒地の廃止や共同放牧地の廃止をはじめ、かえって騎士農場領主制の再編強化の方向を必然化して行くことになつたのである。<sup>(注92)</sup> 具体的にこうした領主の新しい試みに伴う共同体規制の破壊や夫役請求の増大は、先のこの地域特有の農民層の下方に向つての分化の傾向に拍車をかけ、そこから前期的賃労働者の大群が成立して行くのである。これは十八世紀後半からの不定期土地保有 *LaBositz* の世襲保有への転換においても同じである。それはあくまで領主のイニシヤティブの下で、しかも領主の上級所有権を確認する形における保有権変換でしかなかつた。<sup>(注93)</sup> しかもそうした領主経営改良の純技術的観点でさえも、この地方の保守的貴族には十九世紀初頭までこれを受け入れず、ここに十八世紀末の農民の抵抗の爆発、世論の高揚、さらにはこの地方の五分の三の地域のプロイセン領への編入等の外部条件によって、漸くこの地方の農奴解放の動きが本格化したのである。<sup>(注94)</sup> 特にす

で千八百七年から十一年にかけて農奴解放令を出したプロイセン政府への編入により、プロイセン農奴解放と同様の改革が実施されたことは歴史の一つの皮肉であつた。<sup>(注95)</sup> そしてこれにより領主は、これまでの直営地に、さらに各農家から三分の一の農地を合法的に収奪して付け加えることが可能となつたのである。またザクセン侯国に残つた地域はその後千八百三十二年の解放令で、同様のプロイセン型の改革へとふみきることとなつたのである。<sup>(注96)</sup>

さて騎士農場領主制のこのような苛酷な農民支配は、当然商品経済における領主の圧倒的優位に深くつながるのであるが、領主達はこの面においてさえ農民的小商品経済の可能性を絶滅するための諸方策を実行し、農民経済に追打ちをかけるのである。それは領主が資本力に物言わせ製粉小屋、醸造小屋、養魚池等の諸施設を独占的に建設し、或るものは使用強制を行ない、或るものは独占的に経営及び販売し、これによって領主的商品経済の優位をさらにはかるのである。<sup>(注97)</sup> こうした前期的独占商品経済を実現するには、封建領主の強制支配の全体系特に裁判領主制による強制が重要な役割を果たしたことは、いうまでもない。これらの試みの中で特にここで言及しておきたいのは、ビールの醸造及びこれの一手販売である。

ビール醸造業においては、十六世紀以来領主の手で既存の都市醸造業に対抗して領主自営の醸造業が農村内で発展させられ、十七世紀にはすでに都市の独占体制をかなり崩壊せしめたといわれる。この時期が丁度直営農場制の確立期であつたことも興味深い。さらにこうして製造されたビールは十八世紀には広範に移出されていると共に、農村内部でも独占的に販売され、領主経済の収入の重要な一翼を形成していたのである。<sup>(注98)</sup>

例えば千七百八十一年のクロスタウ村の領主記録簿には「クロスタウや他の土地から外へ結婚して行く女性は誰でも一つアイテルのビールを婚礼の折に領主より受けとらねばならず、その他のビール飲みは村の居酒屋 *Ortskretscham* でされるべきである」と規定されている。<sup>(注99)</sup> また他の例ではこうした販売強制に違反した場合は、逮捕をもって罰している。また騎士農場領主のこの種の販売強制が、いかに広範に行なわれていたかは、千七百二年領邦政府が、騎士農場領主に自己の領民に対

第十五表 Gaußig 及びそれに属する所の収入目録 (1769)

収入	貨幣単位 Taler	貨幣単位 Groschen	貨幣単位 Pf.
相 続 貢 租	141	7	9
Gaussig 村での酒類専売収入	70	—	—
Gaussig 村での鍛冶屋賃貸料	14	—	—
Gaussig 村での製粉小屋賃貸料	100	—	—
Kleepusch での酒類専売収入	20	—	—
Diehmen 村での製粉小屋収入	16	—	—
税金の残り	3	5	6
2回の歳市での課税金	20	—	—
Diehmen 村の貢租穀物(ライ麦か?)	16	22	6
貢 租 大 麦	5	6	—
貢 租 燕 麦	11	3	9
麻 種 貢 租	15	—	—
小 穀 麥 物	183	6	3
大 燕 麥 麥 豆	513	8	—
碗	320	12	9
やはずえんどう	31	—	—
麻 種 子	24	—	—
匪 麻 収 益	13	—	—
キャベツ・馬鈴薯	16	6	—
ホ ッ プ	15	—	—
家 畜 収 益	16	—	—
漁 撈 収 益	781	21	4
醸 造 収 益	64	9	7
火 酒 収 益	507	10	8
菜 園 収 益	163	8	—
総収入(但しこれ以外に狩猟、教会関係、裁判関係で1200Talerの収入あり)	20	—	—
総 支 出	3746	—	4
	345	—	—

W. Boelcke, Bauer u. Gutsherr~, SS. 155-156.

第十六表 Rammenau 所領の収入目録 (1748-1749)

収入	貨幣単位 Taler	貨幣単位 Gröschchen	貨幣単位 Pf.
穀物販売(特に村落住民へ)	248	23	6
大 麦 販 売	2	19	—
燕 麦 販 売	37	—	3
農民の紡いだ麻糸販売	35	6	—
馬 販 売	29	—	—
牡 牛 販 売	41	5	6
牝 牛 販 売	25	6	—
仔牛販売(肉屋へ)	50	6	—
山 羊	4	9	—
乳牛からのバター	107	10	—
ミルク・チーズ販売	28	14	4
豚	8	12	—
羊と羊毛収入(619頭の羊からの)	291	6	11
家禽と卵(一部農民の負担)	26	5	9
漁撈収入(ドレスデンへの販売)	177	22	—
煉 瓦 販 売	28	15	6
醸造収入(特に村落住民への販売)	520	23	—
火 酒 販 売	64	6	—
木 材 販 売	412	16	—
薪木販売(外部への)	16	18	—
柴 収 入	130	19	—
柱 葺 板 (建築材)	31	18	4
葺 板 (屋根)	1	4	—
狩 猟 収 益	12	12	—
返 済 金 租	153	4	—
世 襲 賃 租	57	3	6
保 護 賃 租	6	—	—
世 襲 賃 租	10	18	—
夫 役 賃 租	169	13	6
賃 租	1	1	6
罰 金	1	8	—
製粉小屋賃貸料	103	—	—
酒類専売収益	66	—	—
屋敷賃貸料	10	12	—
農地、放牧地、街道賃租	41	18	—
総 計	2902	4	1
支出は領邦税、農場日雇い労働の賃金、手工業者の賃金、家計のための諸必要経費、慈善及び上級領主への無料の食料供与	1887	—	10
純 益	1015	3	3

W. Boelcke, Bauer u. Gutsherr~, S. 155.

し、一定量のビールを強制することを禁止する旨の政令を出していることでも判る。<sup>(注10)</sup>

また今、バウツェン南西であるが、後に千八百二十年に市場町となった典型的な騎士農場村落ガウスイヒとその周辺の村落所領の千七百六十九年における収入目録を第十五表にあげておこう。<sup>(注11)</sup> ここでは醸造業からの利益は、ビールと火酒の両方で六百七十ターレル十八グロツシェン八ペニヒで、総収入の約一割に当り、さらにガウスイヒその他の村での酒類専売からの収入も九十ターレルばかりある。

こうした領主の局地的商品経済独占の傾向は、単にビール等の嗜好品の販売のみならず主穀等の生活必需品の販売においても看取される。今中部地域に属し、村自体は分散した森林フーへ村であるが、周辺に二つの小屋住定住地をもつライメナウ騎士農場の千七百四十八年の収入目録をみると<sup>(注12)</sup>、農村住民への穀物、肉、等の販売がビールの販売と並んで重要な収入源となっていることが判る。この村には千七百八十年当時農村市場があったらしいが、それは明らかに領主的商品経済の結節点としての農村市場であった。

かくして中部以北の農村市場町は、騎士農場領主制を基軸とする封建領主の前期的商品経済の中心点として成立してきているのである。千七百五十五年カイゼルリンク伯がクロスタウ村の所領を獲得した折、バウツェンの領邦地域官庁への二ターレルの税金と引換に領邦君主は年二回の家畜市場、歳市場の開設を許可している。<sup>(注13)</sup> また千七百六十六年バウツェン近郊のクライン・ガウスイヒに家畜市場及び歳市場の認可が与えられている。<sup>(注14)</sup> また千七百九十一年市場町となった騎士農場村落バルト村の二回の歳市には総計七百五十二台の屋台が数えられたという。<sup>(注15)</sup>

そして先にみたような騎士農場領主制の上からの近代化とその下での特殊な賃労働者の創出の過程が進めば進むほど、この種の領主的局地市場はその成立基盤を確立するのである。

以上簡単にみてきた上ラウズイツ地方中部から北部にかけての社会的分業と農村市場町の特殊な関係は、一方において

エルベ以东・上ラウズイツ地方の農村市場町(一)



この地域特有の自然条件に規定されると共に、他方において騎士農場領主制という社会経済的支配関係によってより強く規定されているといえよう。このため多少存在する社会的分業の展開も、領主的商品経済を補強するものとしかならず、この地域に成立する農村市場は、圧倒的に領主の直営地経営に基づく特殊前期的局地的商品経済の凝集点として位置づけられなくてはならないのである。この点でかかる社会経済的規定が不十分だといえ、K・ブラッシュケが北部と南部の農村市場町を対比し、南部のそれが農村工業村落の工業活動に基くものであるのに対し、北部のそれは不活発な局地的商品経済の中心点であると指摘しているのは、真に興味深いといわねばならない。<sup>(註6)</sup>

- 註(一) Max Weber, Kapitalismus und Agrarverfassung, Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Bd. 108, SS. 431-452.  
 (二) Ibid., SS. 442-445.  
 (三) Ibid., SS. 442-449.  
 (四) Rudolf Forberger, Die Manufaktur in Sachsen vom Ende des 16. bis zum Anfang des 19. Jahrhunderts, 1958. 〇附表。  
 なおホルン以西の社会的分業の展開については拙稿「近世初頭中部ドイツの農村都市、市場町について」三田学会雑誌五十六卷三八、十号、松尾展成「封建的危機の経済的基礎—ザクセンの場合」、西洋経済史講座第三卷五十三—八十頁参照。  
 (五) 前掲拙稿特に三田学会雑誌五十六卷八号参照。  
 (六) Gustav Aubin und Arno Kunze, Leinenerzeugung und Leinenabsatz im östlichen Mitteldeutschland zur Zeit der Zunftkäufe, Ein Beitrag zur industriellen Kolonisation des deutschen Ostens, 1940, SS. 69-70, 278-279, 290-305, 313-324.  
 (七) W. Boelcke, Bauer und Gutsherr in der Oberlausitz, SS. 151-153.  
 (八) G. Aubin u. A. Kunze, a. a. O., SS. 11-13, S. 106, SS. 278-279, G. Aubin, Die Leineweberzechen in Zittau, Bautzen und Görlitz, Darstellung und Urkunden, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 104, 1915, SS. 579-585, 589-592, 595, 600-601.  
 (九) Recht der Schweidnitzer Leineweber vom 19. Juli 1387: G. Aubin, Die Leineweberzechen~, Urkundliche Beilagen, S. 625.  
 (一〇) Zunftbrief der Zittauer Leineweber und Züchner vom Jahre 1569: G. Aubin, ibid., S. 628, Artikel 12.  
 (一一) Ibid., Artikel. 11.  
 (一二) Der Leineweber zu Budissin Ordnung undt Artickell, so Ihnen von E. E. Rath doch ferrenere vorbesserung des Raths zu

gelassen, 156, Gemeine. Artikel: G. Aubin, ibid., S. 636.

- (一三) Ordnung, 1587, 1589: G. Aubin, ibid., SS. 646-647.  
 (一四) G. Aubin u. A. Kunze, a. a. O., SS. 11-13, 62-66, 72, 95-103. Fridolin Furger, Zum Verlagssystem als Organisationsform des Frühkapitalismus in Textilgewerbe, Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft XI, 1927, SS. 61-64.  
 (一五) G. Aubin u. A. Kunze, SS. 71-105; F. Furger, ibid., SS. 62-63.  
 (一六) G. Aubin u. A. Kunze, SS. 66-68, 74f., 125-210, 212-228, 236-237.  
 (一七) Ibid., S. 63, 75, 77, 90, 95-96, 110-111.  
 (一八) G. Aubin, a. a. O., SS. 616-625.  
 (一九) Ibid., SS. 592-593, 595-596, 612.  
 (二〇) G. Aubin, ibid., Urkundliche Beilagen, S. 636.  
 (二一) Ibid., SS. 646-647.  
 (二二) Ibid., S. 611, Anm. 3.  
 (二三) Ibid., S. 612. マンツェンが都市側のこの種の試みは、ゲルリッツとハウツェンの史料に多数記載されているという。  
 (二四) Ibid., S. 612.  
 (二五) G. Aubin u. A. Kunze, a. a. O., S. 106, 278, 287.  
 (二六) A. Kunze, Vom Bauerndorf zum Weberdorf, S. 177.  
 (二七) Ibid., S. 185.  
 (二八) Ibid., S. 179.  
 (二九) Ibid., S. 177; G. Aubin, a. a. O., SS. 592-596, 615; W. Boelcke, a. a. O., SS. 44-45, S. 202.  
 (三〇) A. Kunze, ibid., S. 177.  
 (三一) Ibid., S. 177.  
 (三二) Ibid., S. 177; K. Blaschke, Zur Siedlungs- und Bevölkerungsgeschichte der Oberlausitz, S. 76 f. マンシュケはそこで上ラウゼイツ北部の市場町と比較して、南部のそれは、より活発な、家内工業の生産活動に重心をおく工場村落 Fabrikdörfer が市場町に発展したものであるとして、ヴァイフア、ノイゲルズドルフ、グロス・ヘンネルズドルフ、ヒルシュフェルデ、ヴィガンツタールをあげている。  
 エルベ以东・上ラウゼイツ地方の農村市場町 (二)

- (33) A. Kunze, a. a. O., S. 179, 185; K. Blaschke, Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen, Bd. 4, S. 68.  
 (34) A. Kunze, *ibid.*, S. 179; K. Blaschke, *ibid.*, S. 93; Vergleich, Zur Siedlungs- u. Bevölkerungsgeschichte~, S. 76.  
 (35) R. Forberger, a. a. O., S. 136, K. Blaschke, Ortsverzeichnis~, S. 70; Vergleich, Zur Siedlungs- u. Bevölkerungsgeschichte~, S. 76;  
 (36) A. Kunze, a. a. O., S. 177; K. Blaschke, Ortsverzeichnis~, S. 32; Vergleich, Zur Siedlungs- u. Bevölkerungsgeschichte~, S. 76.  
 (37) A. Kunze, *ibid.*, S. 177; K. Blaschke, Ortsverzeichnis~ S. 76 f.  
 (38) K. Blaschke, Zur Siedlungs- u. Bevölkerungsgeschichte~, S. 76; Vergleich, Ortsverzeichnis~, S. 69,  
 (39) G. Aubin, a. a. O., SS. 597-598; 拙稿「近世初頭中部ドイツの農村都市」市場町について」(三田学会雑誌五十六卷八号参照。  
 (40) G. Aubin, *Ibid.*, S. 598.  
 (41) A. Kunze, a. a. O., S. 177; G. Aubin u. A. Kunze, a. a. O., S. 132, 133, 135, 137, 138, 142, 143, 158, 165, 173, 200, 207, 208, SS. 247-270; W. Boelcke, a. a. O., SS. 201-202.  
 (42) A. Kunze, *ibid.*, SS. 178 f.; G. Aubin, S. 598, 620; R. Forberger, a. a. O., S. 63, 78, 160, 164.  
 (43) G. Aubin u. A. Kunze, a. a. O., SS. 228-230, 287-288; G. Aubin, *ibid.*, SS. 612-614, マンテンは後の論文で「上ラウズニツムの都市麻織工が麻織物製品の独自の販売権確保のために払った努力とこれに伴う雑貨商人 Krämer との紛争について」を。  
 (44) R. Forberger, a. a. O., S. 63, 78, 160, 164.  
 (45) Horst Jecht, Zur Handelsgeschichte der Stadt Görlitz, in "Oberlausitzer Forschungen" SS. 121-127.  
 (46) G. Aubin u. A. Kunze, a. a. O., SS. 207-210; G. Aubin, a. a. O., S. 616 f.  
 (47) G. Aubin u. A. Kunze, *ibid.*, S. 210,  
 (48) *Ibid.*, S. 209.  
 (49) R. Forberger, a. a. O., S. 163 f.  
 (50) K. Blaschke, Ortsverzeichnis~, S. 70.  
 (51) R. Forberger, a. a. O., SS. 162-163.  
 (52) *Ibid.*, S. 163 f.  
 (53) 以下は「ヘルム以西の農村市場町」農村都市について多くの証拠がある。詳しくは、拙稿「近世初頭中部ドイツの農村都市市場町について」(三田学会雑誌五十六卷八号参照)。

- (54) W. Boelcke, a. a. O., S. 202; A. Kunze, a. a. O., S. 177; G. Aubin, u. A. Kunze, a. a. O., S. 142, 165, 173, 209.  
 (55) 拙稿「近世初頭中部ドイツの農村都市」市場町について」(三田学会雑誌五十八卷十号参照)。  
 (56) A. Kunze, a. a. O., S. 176; R. Forberger, a. a. O., S. 165. なおこの村には千六百四十七年にすでに麻織工十六人、日雇い八人、紡糸工十五人、屑拾い一人といった社会的分業の局地内の展開がみられる。同様の社会的分業については、A. Kunze, *ibid.*, S. 186 f. 参照。例えば十八世紀初頭のシュピッツ・クンネルスドルフ村では小屋住の内には二十四人の日雇い、十一人の織工、三人の助手、二人の大工、一人の肉屋、染手、木こり、借家人中には十二人の織工、十人の日雇い、一人の左官、その職人、大工、その職人、仕立屋、助手、墓掘人がいた。こうした局地内分業は一定の小商品経済の進展を示しているが、この地域ではそれが近代的经营内分業にまで中々発展しないうであった。  
 (57) R. Forberger, *ibid.*, SS. 215-219,  
 (58) A. Kunze, a. a. O., S. 186.  
 (59) *Ibid.*, S. 186.  
 (60) *Ibid.*, S. 187.  
 (61) *Ibid.*, SS. 185-186.  
 (62) *Ibid.*, S. 188.  
 (63) K. Blaschke, Zur Siedlungs- und Bevölkerungsgeschichte~, SS. 73-78.  
 (64) *Ibid.*, S. 78 f.; W. Boelcke, a. a. O., SS. 222-225. ホェルムは「十六、十七世紀の農民の抵抗が主に逃散であり、特にマンテン人の逃亡は十八世紀近くになって増加した」として「Jozef Leszczyński, Der Klassenkampf der oberlausitzer Bauern in den Jahren 1635-1720, 1964, SS. 61-119.  
 (65) W. Boelcke, a. a. O., S. 202. ホェルムは「上ラウズニツムの麻織物工業は、その工業的器用さの故に有名なばかりか、農村麻織工の窮乏のためまた名高き」という。  
 (66) A. Kunze, a. a. O., SS. 180-192. シンツェの評価はかかる一面性をよく示している。  
 (67) 北条功「東ドイツにおける農民解放」西洋経済史講座第四卷五十七-九十四頁。  
 (68) A. Kunze, a. a. O., SS. 183-184, W. Boelcke, a. a. O., S. 187, SS. 253-262.  
 (69) W. Boelcke, *ibid.*, S. 174. ホェルムは「南部上ラウズニツムでは領主の直営農場が農民の農地と混存していないだけに、経営合理化の実験を行ないやすかったとのべている。

ヘルム以东・上ラウズニツム地方の農村市場町 (一)

(70) Ibid., SS. 154-158. そこにかかげられた表七の中には、ラーメナウ、デイルメン、ブッフワアルデ等中部以南の森林フーヘ村の騎士領の領主経済が紹介されているが、これらはいずれも森林フーヘ地域においてさえ、封建領主による局地的商品経済の把握がかなりみられたことを示している。

- (71) Ibid., S. 46. SS. 148-151; K. Blaschke, Zur Siedlungs- u. Bevölkerungsgeschichte~, S. 75.  
 (72) W. Boelcke, *ibid.*, S. 46, 151.  
 (73) Ibid., S. 151.  
 (74) Ibid., S. 120, 189.  
 (75) Ibid., S. 120.  
 (76) Ibid., SS. 120-122.  
 (77) Ibid., SS. 120-138.  
 (78) Ibid., SS. 89-91.  
 (79) Ibid., S. 95, 186. ボエルケは「富農は六日の夫役の下でも日傭いをやとって経営を維持したといっている」。  
 (80) Ibid., S. 53.  
 (81) Ibid., SS. 57-58.  
 (82) Ibid., S. 132.  
 (83) Ibid., SS. 131-132.  
 (84) Ibid., SS. 120-122.  
 (85) Ibid., S. 99.  
 (86) Ibid., S. 195.  
 (87) Ibid., SS. 109-138, 191-195  
 (88) Ibid., SS. 194-195.  
 (89) Ibid., S. 99.  
 (90) Ibid., SS. 159-222.  
 (91) Ibid., SS. 159-169.  
 (92) Ibid., SS. 190-201.

(93) Ibid., SS. 252-263. 千八百零六年六月十日オーバー・オッテンハイン村騎士領と農民エングラーの間に結び結ばれた直営解放契約 *Ablösungsvertrag* は以下のようなものであった。

- 一、農民とその家族は世襲領民制から解放され、夫役を廃止され、以後世襲で相続しうる。これに対し二千五百ターレルの買取金を支払わなくてはならない。
  - 二、領主の農地での放牧権は廃止する。
  - 三、農民は必要な税負担を自分で負う。
  - 四、領主には司法権、狩猟権、漁撈権、牧羊権（農民の土地での）を留保する。
  - 五、農民は以後被護領民となりターレルの保護税を支払う。
  - 六、土地の譲渡にさいしては、四％の譲渡税を支払うべきであり、世襲被護領民制からの解放金は、一人一ドゥカーテンである。
  - 七、領主は先買権をもち。
- (94) Ibid., SS. 178-183, 213-272.  
 (95) Ibid., SS. 271-272.  
 (96) Ibid., SS. 272-289.  
 (97) Ibid., SS. 132-148.  
 (98) Ibid., S. 132, 133, 146, 147, SS. 154-158.  
 (99) Ibid., S. 133.  
 (100) Ibid., S. 133.  
 (101) Ibid., S. 155; K. Blaschke, Ortsverzeichnis~, S. 7, 10.  
 (102) W. Boelcke, *ibid.*, S. 154; K. Blaschke, *ibid.*, S. 25.  
 (103) W. Boelcke, *ibid.*, S. 153.  
 (104) Ibid., S. 153; K. Blaschke, a. a. O., S. 10. クライン・ガウスイヒは、千八百二十年市場町となった直営農場村落ガウスイヒの傍の小散村であるが、この農村の市場がガウスイヒ村の市場と同一かどうかは判らない。  
 (105) W. Boelcke, *ibid.*, S. 6; K. Blaschke, *ibid.*, S. 6.  
 (106) K. Blaschke, Zur Siedlungs- u. Bevölkerungsgeschichte~, S. 76.